

所得税の確定申告と市・県民税の申告

申告は正しく期限内に

平成20年分の所得税の確定申告と、市・県民税の申告受け付けを2月16日(月)から3月16日(月)まで行います。相談が必要な場合は日程表を参照し、申告会場へお越しください。会場が混雑することが予想されますので、できるだけご自身で申告書の作成、提出をお願いします。

申告期間
2月16日(月)から3月16日(月)

所得税の確定申告が必要な人

次の人は確定申告書を提出する必要があります。
 ① 専業主業・農業所得・不動産所得・雑所得・公的年金等一時所得などがあり、計算の結果、所得税額が発生する人
 ② 給与収入が20万円を超える人

給与所得を1カ所から受けていて、その他の所得合計額が20万円を超える人
 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整された給与以外の給与の収入金額と給与以外の他の所得金額の合計額が20万円を超える人
 退職所得があり、源泉徴収税額が正規の税額より少ない人 など

市・県民税の申告が必要な人

市内に住所を有する人は市・県民税の申告の必要があります。ただし次の人に該当する人は申告の必要はありません。
 ① 所得税の確定申告書を提出する人
 ② 勤務先から給与支払報告書が市に提出されている人で、当該給与以外に所得のない人

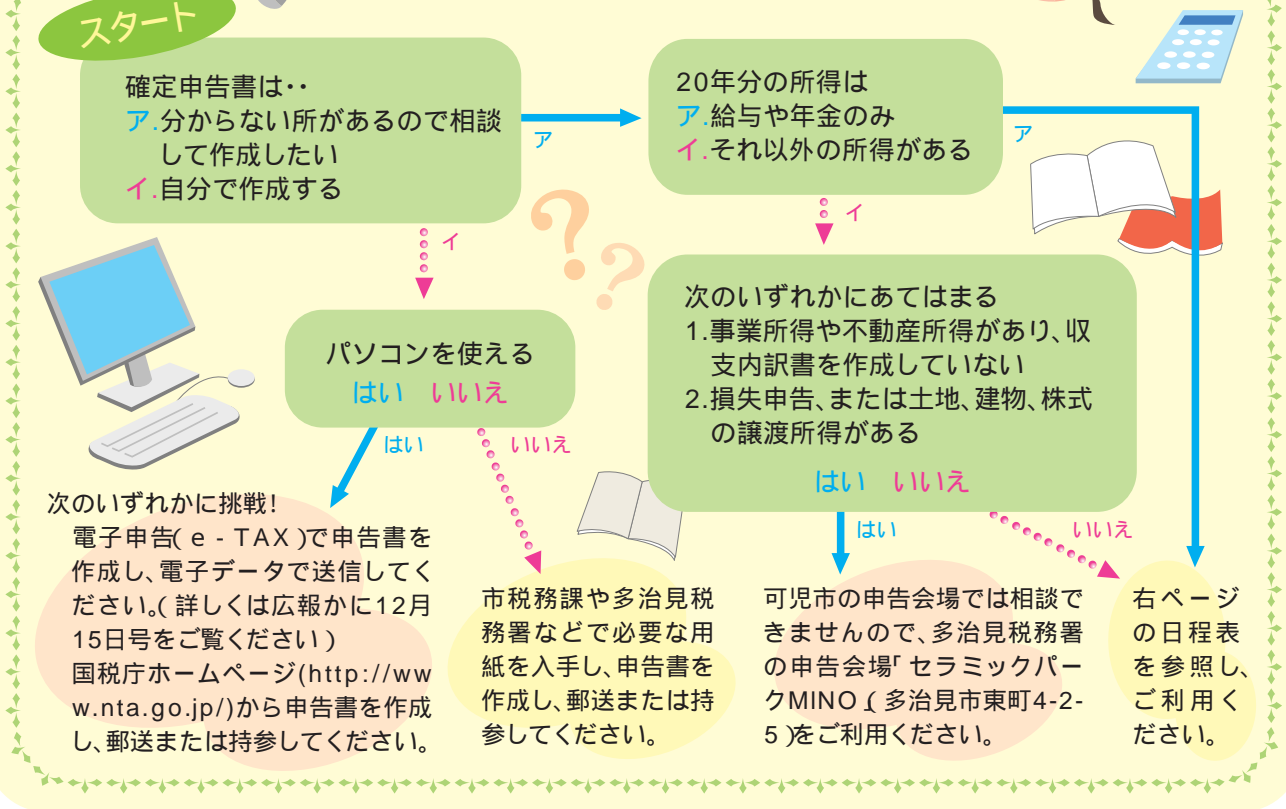
公的年金の支払者から公的年金支払報告書が市に提出されている人で、それ以外の所得のない人(ただし所得控除を追加するためには、申告が必要です)
 次の市・県民税の非課税基準に該当する人
 扶養する親族のない人 合計所得金額が28万円以下
 扶養する親族のある人 合計所得金額が28万円×(1+扶養人数)+16.8万円以下

申告会場および日程表

期日	受付時間 月～金曜日 午前9時～午後4時				
	総合会館		各連絡所		税務署
	会場	対象地区	会場	対象地区	
2/9(月)	総合会館5階大ホール(市役所向かい)	全域 (ただし還付申告のみ)	兼山公民館	兼山	セラミックパークMINO(多治見市東町)
2/10(火)					
2/12(木)					
2/13(金)					
2/16(月)	松伏				
2/17(火)	大森				
2/18(水)	徳野南				
2/19(木)	広眺ヶ丘	兼山	兼山		
2/20(金)	広見	姫治連絡所	下切、今、谷迫間、北姫ニュータウン、姫ヶ丘、みずきヶ丘		
2/23(月)			鳩吹台、東帷子		
2/24(火)	広眺ヶ丘	帷子連絡所	光陽台、虹ヶ丘、帷子新町		
2/25(水)			愛岐ヶ丘、緑		
2/26(木)	羽生ヶ丘		若葉台、菅刈、西帷子		
2/27(金)	下恵土	春里連絡所	長坂		
3/2(月)			矢戸、坂戸、長洞		
3/3(火)	川合、川台北	土田連絡所	塩、塩河、美里ヶ丘、室原		
3/4(水)			土田		
3/5(木)	清水ヶ丘	今渡連絡所	今渡		
3/6(金)			禅台寺	平牧連絡所	羽崎、緑ヶ丘、二野
3/9(月)	桜ヶ丘連絡所	桜ヶ丘、泉ヶ丘、桂ヶ丘、星見台			
3/10(火)		石井、大森台	久々利連絡所	久々利、柿下、久々利柿下入会、小滝苑	
3/11(水)	広見東連絡所			瀬田、柿田、平貝戸、淵之上、石森、しらさぎ	
3/12(木)		全域			
3/13(金)					
3/16(月)					

ご都合により、対象地区以外の日に来場されても構いません。申告期間の前半や週の初め、午前中は申告会場の混雑が予想されます。また、駐車場の混雑も予想されますので、ご理解とご協力をお願いします。

確定申告するには・・・?



郵送先 所得税の確定申告書は、〒507-8706 多治見市音羽町一丁目35番地 多治見税務署
 市・県民税の申告書は、〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 可児市役所 税務課市民税係

申告に必要なもの

以下のうち、ご自身の該当するものをご用意ください。なお、詳細についてはお問い合わせください。

共通	1. 印鑑(スタンプ印でないもの)
	2. 所得税が還付になる人は、本人名義の預金通帳
	3. 給与や年金の所得があった人は、勤務先や社会保険庁、公的年金基金などが発行した「源泉徴収票」
	4. 報酬、配当などの所得があった人は、支払金額が分かる「支払調書」
	5. 営業、農業または不動産などの所得があった人は、その「収支内訳書」
	6. 生命保険や損害保険契約に基づく一時金、満期返戻金を受け取った場合は、その支払金額、掛金の分かるもの
	7. 土地・建物などの譲渡所得があった人は、売買契約書と必要経費の領収書 など
収入のわかるもの	8. 国民健康保険や介護保険料、後期高齢者医療保険料を支払っている人は、支払金額の分かるもの
	9. 国民年金や国民年金基金に加入し保険料を払っている人は、その「支払証明書」
	10. 生命保険料、地震保険料などを支払っている人は、その「支払証明書」
	11. 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の平成20年中の所得金額の分かるもの
	12. 本人や扶養親族で障がいのある人がいる場合、「障害者手帳」
	13. 要介護認定を受けている人は市いきいき長寿課発行の「障害者控除対象者認定書」
	14. 勤労学生控除を受ける人は、「学生証」または「在学証明書」
	15. 医療費控除を受ける人は、「医療費の領収書」、「医療費の明細書」、保険金などの補てん金額のある人は補てん金額の分かるもの、また、おむつを使用している人は「おむつ使用証明書」、「おむつの領収書」など
	16. 住宅借入金等特別控除を受ける人は、「住民票(1月5日以降に発行されたもの)」、「登記(全部)事項証明書の原本」、「工事請負契約書や売買契約書のコピー」、「借入金の年末残高証明書の原本」など

問合せ先 多治見税務署 ☎0572-22-0101 または市税務課